

生活保護法による指定介護機関のみなさまへ

日ごろより、指定介護機関として、生活保護法の介護扶助に関しまして、多大なるご協力をいただきありがとうございます。

高崎市社会福祉課が作成しました「指定介護機関の手引き」につきましては、既にみなさまには配付させていただいておりますが、再確認していただきたい事項がございます。つきましては、以下のとおりまとめさせていただきましたので、改めてご確認くださいませますようお願いいたします。

<p>指定介護機関の届出</p>	<p>事業所の名称変更や管理者の交代、所在地の変更等がある場合には、社会福祉課に届出が必要です。また、休止や廃止の場合も届出が必要となりますので、忘れず提出をお願いいたします。介護保険法の指定日によっては、届出が異なる場合があります。詳しくは裏面の<u>指定介護機関の届出一覧</u>にて確認してください。届出様式については、高崎市ホームページ内「申請書ダウンロード・電子申請」よりダウンロードできます。</p>
<p>介護券から介護給付費明細書への正確な転記</p>	<p>生活保護受給者の介護扶助費について国民健康保険団体連合会へ請求する際には、福祉事務所が発行した介護券が必要となります。支払い、照合等が円滑に行われるよう、介護券から介護給付費明細書に必要な事項を正確に転記してください。受給者番号は月ごと、被保護者ごとに番号が異なります。 <u>他の月の受給者番号や他の人の受給者番号で間違っ</u> <u>て請求された場合には</u> <u>返戻させていただきます</u> <u>ので、請求時には必ずご確認をお願いいたします。</u> <u>不要な介護券につきましても、ご返戻くださいますようお願いいたします。</u></p>
<p>本人支払額</p>	<p>生活保護受給者の中にも、収入によっては、介護扶助費の一部を本人負担する場合があります。介護券に本人支払額が記載されている場合は、その額を本人から徴収してください。本人支払額の上限は15,000円です。施設入所者についての上限は15,000円に食事分を加えた額になります。</p>
<p>障害者総合支援法等 他法活用について</p>	<p>生活保護法では、原則として他法他施策を生活保護制度に優先して活用することとなっています。介護保険被保険者については、先に介護保険を活用し、利用者負担の1割分を生活保護の介護扶助により給付されます。40歳以上65歳未満の介護保険被保険者ではない被保護者（みなし2号Hで始まる番号の方）の場合については、障害者施策を優先的に活用していただき、不足する分を介護扶助により給付することとなります。障害者手帳を所持している場合、または、自立支援医療や難病の受給者証をお持ちの方なども、障害者総合支援法による給付の対象となる可能性があります。介護扶助との優先順位が正しいか、適宜確認をお願いいたします。</p>

指定介護機関の届出事項一覧

提出書類	申請・届出の理由	介護保険法による指定日	
		H26.6.30以前	H26.7.1以降
指定申請書 ・ 誓約書	1 指定介護機関の指定を受けようとするとき 2 介護サービスを追加するとき 3 開設者を変更したとき ※指定申請書を提出する際は、必ず「誓約書」も添付する。 ※同時に旧介護機関の廃止届も提出。	○	×
変更届	1 介護機関の名称が変わったとき 2 改築、移転、地番整理等で所在地が変わったとき ※市外への所在地変更は新所在地へ。 3 開設者（法人）の名称、所在地が変わったとき ※合併等で法人が変わる際は廃止届と申請書を提出。 4 管理者が変わったとき 5 管理者の姓、住所が変わったとき	○	○
休止・廃止届	介護機関を休止または廃止するとき ※H26.7.1以降の介護保険法でのみなし指定の場合、休止時のみ提出。廃止は介護保険法に連動。	○	△ 休止時のみ
再開届	休止していた介護機関を再開するとき	○	○
処分届	介護機関が処分を受けたとき	○	○
辞退届	生活保護法等の指定を辞退するとき ※30日以上予告機関が必要。	○	×
申出書	介護保険法の指定による生活保護法のみなし指定を不要とするとき ※30日以上前に提出。	×	○

高崎市 福祉部社会福祉課保護担当

〒370-8501 高崎市高松町 35-1

電話 027-321-1244